

«事後申請 提出書類一覧» ※申請期限 令和4年4月1日～8月22日まで

✓	必要書類		備考
	1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）	
	2	誓約書（第2号様式） ※リース事業者の場合、貸与先の誓約書も合わせて必要	
	3	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※リース事業者の場合、貸与先の登記事項証明書も合わせて必要 ※申請日時点で、発行日から <u>3か月以内</u> のものに限る。	原本又は写し
	4	印鑑証明書 ※リース事業者の場合、貸与先のも合わせて必要 ※発行日から <u>3か月以内</u> のものに限る。	原本又は写し
	5	申請者（リース事業者の場合は貸与先、売主の場合は購入者）の 一般貨物自動車運送事業 又は 第二種貨物利用運送事業の許可証	写し
	6	購入車両の代金に係る請求書又は注文書	
	7	購入車両の代金の支払に係る領収書又は振込明細等支払い事実が確認できるもの ※販売会社等の印があるものに限る。	写し
	8	購入車両の自動車検査証 <u>※初度登録日が令和4年4月1日から同年7月31日までに限る</u>	写し
	9	自動車環境総合改善対策費補助金(国交省補助金)による交付決定通知書又は額確定書	写し
	10	請求書(第10号様式)	
	11	請求書に基づく口座情報が確認できるもの ※通帳、キャッシュカード、など	写し
	12	リース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
	13	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要	
	14	その他公社が必要と認める書類	